# 平成31年2月市議会環境経済委員会資料

# 第37号議案 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び長崎市銭 座地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

# 目 次

1	消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて・・・	1ページ
2	と 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び長崎市銭座	
	地区コミュニティセンター条例の一部改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2~3ページ

条例の新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4~5ページ

環境部平成31年2月



#### 1 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策として、消費税率が平成 31年 10月1日に8%から10%へ引き上げられることとなった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

#### (1) 消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。 75条例が改正対象。

#### (2) 消費税転嫁の方針

ア 外税については、100分の108を100分の110とし、消費税引き上げ分を転嫁する。

- イ 内税については、消費税 5%の時点の単価に 105 分の 110 を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10 円単位の転嫁とし、10 円未満の端数は切り捨てる。
  - ※平成26年4月1日に5%→8%で転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8%→10%ではなく、5%→10%の転嫁を行うこととする。
  - ※施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の入場料を含む。

### (3) 種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位	種別	転嫁単位
入館・入場料	10 円単位	宿泊料	1 円単位	附属設備	1 円単位
駐車場	10 円単位	会議室等	1 円単位	模写手数料	1 円単位
ロッカー等	10 円単位	スポーツ施設	1 円単位	各種手数料	1 円単位

# 2 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び長崎市銭座地区コミュニティ センター条例の一部改正の概要

#### (1) 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を転嫁するため一般廃棄物処理手数料及び銭座地区コミュニティセンター使用料を改定しようとするもの。

### (2) 改正の内容

#### ア 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

#### (7) 一般廃棄物処理手数料の改定

#### (参考)

(7) 一板廃棄物处理于致料切以足				(参考)				
				手 数 料			平成 30 年度	転嫁による
区 分			72 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75			件数等	影響見込額	
			現行	改正案		(見込み)	(通年)	
		事業活動						
		に伴って 生じたご	指定袋1袋につ	144 円	146 円		430,000 袋	860,000 円
		主したこ	් 					
	収集、		長さ1メートル以					
	业 <del>集</del> 、 運搬及		下かつ重さ30キ	514 円	523 円		19,017 個	171,153 円
ごみ、	び処分		ログラム以下					
粗大ご	0 2273		長さ1メートル超					
み等			2メートル未満か					
			つ重さ30キログ	1,028 円	1,047 円		10,930 個	207,670 円
<u> </u>			ラム超 60 キログ	_				
		·	ラム未満	,				
	処分		1回の搬入につ		ĺ			
			き 10 キログラム までごとに	61.7 円	62.8 円		50,448 件	4,970,000 円
	収集、運搬及	<b>投及</b>	世帯員1人につき1月	1,150 円	1,173 円		2,073 件	84,157 円
し尿			無臭便槽加算金1基につき1月	822 円	838 円		1,255 件	20,080 円
	び処分	従量制	18 リットルまでご とに	411円	419 円		1,874 件	239,568 円
犬猫等 の死体	収集、道 分	重搬及び処	1体につき	411 円	419円		189 体	1,512 円
	合 計						515,786 件	6,554,140 円

# (4) 経過措置

改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に収集、運搬及び処分をする一般廃棄物に係る施行日以後に徴収する一般廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に徴収した一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

#### イ 長崎市銭座地区コミュニティセンター条例

(7) 銭座地区コミュニティセンター使用料の改定

使用料(1時間につき) 区分 現 行 改正案 1A 102 円 104 円 1B 205 円 209 円 2 研修室 102 円 104 円 3 102 円 104 円 4 205 円 209 円 調理室 102 円 104 円 合 計

(参考)

\					
転嫁による					
影響見込額					
(通年)					
3,594 円					
6,140 円					
3,098 円					
3,068 円					
9,104 円					
1,220 円					
26,224 円					

#### (4) 経過措置

改正後の長崎市銭座地区コミュニティセンター条例の規定は、施行日以後に利用の 許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の使用料 については、なお従前の例による。

#### (3) 施行日

平成31年10月1日

改正案 現 行 【第1条関係】 ○長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (平成6年長崎市条例第3号) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。 (手数料に関する経過措置<u>)</u> 2 第1条の規定による改正後の長崎市廃棄物の減 量及び適正処理に関する条例の規定は、この条例 の施行の日(以下「施行日」という。)以後に収集、 運搬及び処分をする一般廃棄物に係る施行日以後 に徴収する一般廃棄物処理手数料について適用 し、施行日前に徴収した一般廃棄物処理手数料に ついては、なお従前の例による。 別表(第26条関係) 別表(第26条関係) 単位 区分 金額 区分 単位 金額 ごみ、収集、運事業活動に伴 指定袋1 |ごみ、|収集、運事業活動に伴 |指定袋 1 |搬及び||って生じたご||袋につき| 144円 粗大 粗大 搬及び って生じたご 袋につき 146円 ごみ 処分 ごみ 処分 み 等 粗大ごみ 1個につ肺長が別に定川等 粗大ごみ 1個につ 市長が別に める品目、重 定める品 量等の区分に 目、重量等 応じ、514円又 の区分に応 は<u>1,028</u>円 じ、523円又 は1,047円 円 処分 1回の搬 処分 1回の搬 \_ 円 入につき 61.7 入につき 62. 8 10キログ 10キログ ラムまで ラムまで ごとに ごとに 世帯員 1 し尿 収集、運人頭制 し尿 収集、運人頭制 世帯員1 人につき 搬及び 1, 150 搬及び 人につき 1, 173 処分 1月 (無臭便槽の 1月 処分 (無臭便槽 場合にあって の場合にあ は、1世帯ご っては、1 とに便槽1基 世帯ごとに につき822円 便槽1基に を加算して得 つき838円 た額) を加算して 得た額) 従量制 1回の収 従量制 1回の収 411 集につき 集につき 419 18リット 18リット ルまでご ルまでご とに とに 収集、運搬及び処分 1体につ 犬猫 収集、運搬及び処分 1体につ 犬猫 411 等の き 等の き 419 死体 死体

#### 現 行

#### 備考

- 1 人頭制は、簡易水洗式便槽(構造上、便器の使 用時に少量の水等の使用を必要とするものをい う。) 以外の便槽を使用する一般世帯のうち1月に 1回定期収集する場合に適用する。
- 2 従量制は、人頭制を適用する場合以外の場合に 適用する。
- 「無臭便槽」とは、構造上、し尿収集時等に水 の投入を必要とするものをいう。
- 4 一般廃棄物処理手数料の額に1円未満の端数が あるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### 備考

1 人頭制は、簡易水洗式便槽(構造上、便器の使 用時に少量の水等の使用を必要とするものをい う。) 以外の便槽を使用する一般世帯のうち1月に 1回定期収集する場合に適用する。

改正案

- 2 従量制は、人頭制を適用する場合以外の場合に 適用する。
- 「無臭便槽」とは、構造上、し尿収集時等に水 の投入を必要とするものをいう。
- 4 一般廃棄物処理手数料の額に1円未満の端数が あるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### 【第2条関係】

○長崎市銭座地区コミュニティセンター条例 (平成17年長崎市条例第3号)

# 附則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。 (使用料に関する経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の長崎市銭座地区コ ミュニティセンター条例の規定は、施行日以後に 利用の許可を受ける者の使用料について適用し、 施行日前に利用の許可を受けた者の使用料につい ては、なお従前の例による。

#### 別表 (第6条関係)

	区分	使用料(1時間につき)
研修室		円
1	1 A	<u>102</u>
	1 B	<u>205</u>
	2	<u>102</u>
	3	<u>102</u>
	4	<u>205</u>
調理室		<u>102</u>

#### 備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時 間に1時間未満の端数があるときは、その利用時 間又は端数時間は、1時間として計算する。
- 2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類 2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類 する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝 その他これらに類する目的で利用するときの使用 料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

#### 別表 (第6条関係)

.,	- 11111111111	
	区分	使用料(1時間につき)
研修室		円
	1 A	<u>10</u> 4
	1 B	209
	2	<u>104</u>
	3	<u>104</u>
	4	209
調理室		<u>104</u>

#### 備考

- 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時 間に1時間未満の端数があるときは、その利用時 間又は端数時間は、1時間として計算する。
- する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝 その他これらに類する目的で利用するときの使用 料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 附属設備の使用料は、市長が別に定める。